

●香川県告示第132号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成23年3月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 施行者の名称

観音寺市

2 都市計画事業の種類及び名称

昭和47年香川県告示第629号 観音寺都市計画下水道事業 観音寺公共下水道

3 事業施行期間

昭和47年10月24日から平成30年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし